

エポック 10 登録制度について

男女平等推進センターでは、研修室を利用するために登録が必要となる。登録の種類は、「エポック 10 登録団体」「一般団体」「関連団体」「個人」の 4 種類である。

1. 団体登録

(1) エポック 10 登録団体

【登録要件】(豊島区立男女平等推進センター条例施行規則第 4 条 1 項(1))

- (ア) 構成員が **5 人以上** であること。
- (イ) 区内に在住、在勤若しくは在学の構成員が全体の半数以上を占めていること又は代表者が区内に在住、在勤若しくは在学のいずれかであること。
- (ウ) **女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会の実現を図ることを活動目的とし、事業及び活動計画を有すること。**
- (エ) 営利活動、政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としないこと。
- (オ) アからエまでに掲げるもののほか、区長が別に定めること。

【登録のメリット】

- ・ 研修室を基本使用料の約 40%の料金で利用可能
- ・ 研修室の予約が 3 か月前から可能
- ・ 印刷機が利用可能(有料)
- ・ ロッカーが利用可能(無料)
- ・ エポック 10 の運営や事業に協力(協働)することが可能
- ・ 区民企画事業を区や他のエポック 10 登録団体と協力開催することが可能

【エポック 10 登録団体の活動の種類】

- ① 女性問題の学習及びネットワーク活動
- ② 女性の歴史に関する学習活動
- ③ 女性の政治・行政参画に関する活動
- ④ 男女平等教育に関する活動
- ⑤ 性差別に関する活動
- ⑥ 家族・夫婦の問題に関する活動
- ⑦ 性暴力・セクシャルハラスメントに関する活動
- ⑧ 女性・その他の人権に関する活動
- ⑨ 女性の労働に関する活動
- ⑩ 子育てに関する活動
- ⑪ 高齢化社会と女性の問題に関する活動
- ⑫ 女性のからだ・こころに関する活動

各団体の活動はエポック 10 の
ホームページで閲覧可能

- ⑬ 女性問題の海外事情の学習や外国人女性との交流に関する活動
- ⑭ 豊島区に支部を持つ女性問題の全国団体及び組織活動
- ⑮ その他、設置目的に相当と認められる活動

【有効期限】

登録承認日の属する年度の翌々年度の末日(豊島区立男女平等推進センター条例施行規則第 5 条 4 項)

【団体数】

68 団体(令和 4 年 10 月 1 日現在)

企業、愛好会、研究会・
学習会など、多種多様
な団体が存在

(2) 一般登録団体

【登録要件】(豊島区立男女平等推進センター条例施行規則第 4 条 1 項(2))

- (ア) 構成員が 2 人以上であること。
- (イ) 区内に在住、在勤又は在学の構成員が全体の半数以上を占めていること。
- (ウ) 営利活動、政治活動、宗教活動及び公益を害する活動を目的としないこと。
- (エ) アからウまでに掲げるもののほか、区長が別に定めること。

【登録のメリット】

研修室の予約が 2 か月前から可能

【有効期限】

なし

【団体数】

38 団体(令和 4 年 10 月 1 日現在)

(3) 関連団体

【登録要件】(豊島区立男女平等推進センター条例施行規則第 4 条 2 項) ※令和4年11月1日施行予定

- (ア) 区内に活動の拠点を有し、その支援を行うことが、男女共同参画社会実現に有益であると認められる団体
- (イ) センターと協力・連携して事業を行う団体
- (ウ) 区が設立した財団法人
- (エ) 官公署

【登録のメリット】

- ・ 研修室を基本使用料の約 75%の料金で利用可能((ウ)は50%)
- ・ 研修室の予約が 3 か月前から可能

【有効期限】

なし

【団体数】

3 団体(令和 4 年 10 月 1 日現在)

2. 個人登録

【登録要件】(豊島区立男女平等推進センター条例第5条)

- (ア) 豊島区の区域内に住所を有する者又は区内の事務所若しくは事業所に勤務する者
- (イ) 区内の学校に在学する者
- (ウ) 区長が特に必要と認める者

【登録のメリット】

- ・ 研修室の予約が1か月前から可能
- ・ 図書及び資料の借用が可能

【有効期限】

登録承認日から3年

【登録数】

30人(令和4年10月1日現在)

No.	Epoch10 個人登録カード			
	NAME			
	有効期限	令和	年	月 日
	交付	令和	年	月 日
Epoch10	豊島区長 高野之夫			

個人登録カードサンプル